労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、香川労働局の関係事業主を代表する者武田光の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年４月 16 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、香川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成24年４月25日

４　推薦書及び添付書類提出先　香川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諮　事　項

工 場 財 団

愛媛県松山市余戸中六丁目６番５号**愛媛パッケージ株式会社**の工場財団に愛媛県松山市余戸中六丁目６番５号愛媛パッケージ株式会社本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年４月 16 日　　松山地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年４月 16 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ホームエネルギー九州　山田　亮二　福岡県北九州市小倉北区１－４－30　国土交通大臣許可（般―20）第20506号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年12月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年４月 16 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　今別府産業株式会社　今別府英樹　鹿児島県鹿児島市新栄町15―７　国土交通大臣許可（般特―21）第6345号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年１月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年４月 16 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　九州計装エンジニアリング株式会社　野々口　稔　福岡県福岡市南区清水４―18―15　国土交通大臣許可（般―19）第20038号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年１月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年４月 16 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社寿陽建設　近藤　正明　福岡県北九州市小倉南区下貫１―13―13　国土交通大臣許可（般特―22）第23697号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年２月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年４月 16 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西部電気工業株式会社　宮川　一巳　福岡県福岡市博多区博多駅東３－７－１　国土交通大臣許可（特―19）第2504号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年４月 16 日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　処分をした年月日　平成24年３月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社礎　舛本　省三　熊本県天草市南町５―22　国土交通大臣許可（般特―19）第13205号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年２月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。